

## 明石市定期巡回サービス訪問看護充実支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当するものに限る。以下同じ。）（以下「定期巡回サービス」という。）に係る訪問看護を行う事業者の参入を促進するため、訪問看護（指定居宅サービスに該当するものに限る。以下同じ。）を行う事業者との介護報酬の差額補助を行うための補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業所を設置している事業者とする。

- (1) 定期巡回サービス（法第8条第15項第1号に掲げるものに限る。）を行う事業所（明石市内に所在するものに限る。）
- (2) 定期巡回サービス（法第8条第15項第2号に掲げるものに限る。）を行う事業所（明石市内に所在するものに限る。）と連携して、当該定期巡回サービスを受ける居宅要介護者について訪問看護を行う事業所

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業者が第8条の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度の兵庫県健康福祉部補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表（定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業に係るものに限る。以下同じ。）の補助事業の対象となる経費の項第2欄に定める経費（明石市が行う介護保険の被保険者に対して実施する定期巡回サービスに係る経費に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、申請日の属する年度の県要綱別表の補助金の額の項第2欄の規定により算定した額に3分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請に係る事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に、次の各号に掲げる書類を提出の上、市長に協議しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の内示)

第7条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、これを審査の上、補助しようとする金額を算定するとともに、当該書類を提出した者に対して、あらかじめ補助しようとする金額を内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の内示を受けた者（以下「内示決定者」という。）は、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 誓約書

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、内示決定者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書により、当該内示決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る定期巡回サービス（以下この項において「対象事業」という。）が完了したときは、対象事業が完了した日の翌日から起算して2週間以内に実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 事業実績報告内訳書

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書又は訪問看護計画書の写し

(補助金額の決定)

第11条 市長は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の補助金額確定通知書を受領した交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年10月18日制定)

この要綱は、制定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。